

第2ステージにきたサービサー業界

1999年2月に制定された債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)により、弁護士以外にも債権回収業務が開放されてから7年が経過した。

制定当初は金融機関の不良債権回収が念頭に置かれており、管理回収できる債権は銀行などの金融機関が保有する貸付債権等の「特定金銭債権」に限られていたが、01年の法改正により従来の特定金銭債権の範囲が広がり、また法務大臣より兼業承認を受ければ「特定金銭債権以外の正常債権」の集金代行業務や買取業務を行うことができるようになった。

金融機関の不良債権処理が一段落したこれから、サービサー事業者はどのような戦略をとっていくのか。

1. サービサーとは

サービサーとは狭義には法務大臣の許可を受けた債権管理回収会社を指し、広義には証券化取引における業務を受託するものを幅広く「サービサー」と呼んでいる。広義のサービサーは、その取扱債権の種類・状態により数通りに分類することができる。

取扱債権別に分類すると住宅ローン債権(リテール担保付債権)、(商業用)不動産担保付債権、無担保債権に分けることができ、無担保債権はさらに個人向け無担保債権と事業者向け無担保債権に分けられる。

回収対象債権の状態別に分類すると、正常債権を回収するプライマリーサービサー(認可不要)、デフォルト債権を回収するスペシャルサービサー(狭義のサービサー)、正常債権・デフォルト債権両方を取り扱う、マスターサービサー(狭義のサービサー)に分けられる。マスターサービサーは、自身もサービサー業務を行うことが可能であるが、証券化においてはプライマリーサービサー、スペシャルサービサーをコントロールする立場を取る場合が多い。

主なサービサー許可基準は以下のとおりである。サービサー業務の認可は比較的容易に下り、大規模なシステム対応が必要な小口の債権を大量に取り扱う形態でない限り、その参入障壁は低い。

- ・ 資本の額が五億円以上の株式会社
- ・ 許可取消しの日あるいは罰金刑から5年以上経過
- ・ 常務に従事する取締役のうちにその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有する弁護士がいること
- ・ 暴力団員の排除
- ・ 債権管理回収業を適正に遂行するに足りる人的構成を有すること

2. 現状認可を受けているサービスおよびそれぞれのビジネスモデル

サービス法に基づく認可を受けたサービスは、H18/3 末時点で 94 社である。これらをスポンサー別に、政府系、銀行系、ノンバンク系、不動産系、投資ファンド系、再生系、独立系に分類する。

政府系サービスのうち整理回収機構は発足以来 17/3 月末までに、住専勘定で 4 兆 6,558 億円、特例業務勘定(破綻金融機関等からの買取)で 4 兆 7,165 億円、53 条勘定(健全金融機関からの買取)で 3,505 億円の合計 9 兆 7,228 億円を買取、それぞれ 2 兆 9,757 億円(回収率 63.9%)、4 兆 5,765 億円(同 97%)、3,851 億円(同 109.9%)、合計 7 兆 9,373 億円(同 81.6%)を回収している。その回収の過程において、債権のバルク売却で 2003/3 月～2005/12 月末までに 3 兆 5,459 億円、その他個別債権売却を 1 兆 2,738 億円、証券化による流動化を 6,169 億円行っており、5 兆 4,366 億円の債権買取マーケットを創出している(表 1)。

表1 政府系サービス

許可番号	営業許可年月日	商号	代表者	スポンサー
9	平成11年6月1日	株式会社整理回収機構	奥野善彦	
47	平成13年4月9日	保証協会債権回収株式会社	江口浩一郎	信用保証協会
53	平成13年7月9日	系統債権管理回収機構株式会社	吉岡光義	農中他
90	平成16年10月5日	丸の内債権回収株式会社	高橋敏之	全国保証他
91	平成16年12月2日	株式会社住宅債権管理回収機構	江口秀機	住宅金融公庫

(資料)表1～7まですべて法務省HP、各社HPより作成

銀行系サービスは従来の保証子会社の位置付けとなるものであるが、SMBC 系 3 社や不動産に強いあおぞら債権回収・CMTB 債権回収は、母体行以外の債権の回収も積極的に行っている(表 2)。

表2 銀行系サービス

許可番号	営業許可年月日	商号	代表者	スポンサー
10	平成11年6月14日	SMBCビジネス債権回収株式会社	今福重雄	SMBC
22	平成11年9月17日	あおぞら債権回収株式会社	米田 豊	あおぞら他
26	平成11年11月11日	株式会社沖縄債権回収サービス	平良孝夫	琉球銀行他
38	平成12年8月8日	やまびこ債権回収株式会社	塩川 豊	八十二銀行
40	平成12年9月25日	みずほ債権回収株式会社	木村陽一	みずほ銀行
43	平成13年1月26日	りそな債権回収株式会社	林 清美	りそな銀行
49	平成13年6月15日	九州債権回収株式会社	山口 正	福岡シティ関連
55	平成13年9月26日	しまなみ債権回収株式会社	藤村義昭	広島銀行
56	平成13年10月1日	センチュリー債権回収株式会社	武村欣三	UFJ・みずほ
61	平成13年12月27日	ちば債権回収株式会社	石井 徹	千葉銀行
63	平成14年1月21日	新生債権回収株式会社	後藤武彦	新生銀行
65	平成14年3月6日	やしお債権回収株式会社	川岸 究	足利銀行
66	平成14年7月1日	山陰債権回収株式会社	岩田正之	山陰合同銀行他
78	平成15年8月21日	ふくおか債権回収株式会社	山内征史	福岡銀行
83	平成15年12月26日	CMTB総合債権回収株式会社	桔梗正裕	中央三井TB
86	平成16年2月9日	中総信債権回収株式会社	石松照國	中国総合信用
87	平成16年2月25日	日本海債権回収株式会社	吉村知明	ほくほくFG
88	平成16年8月19日	きらら債権回収株式会社	阿部 弘	西京銀行

ノンバンク系のうち、エム・ユー・フロンティア債権回収は、アプラス100%出資で設立されたフロンティア債権回収にUFJ銀行が50%出資し、その後東京三菱100%の東京ダイヤモンド債権回収(認可番号42)、日本信販100%のエヌ・エス債権回収(認可番号60)と合併したものである。その他銀行系のディーシー債権回収はアコムに株式が譲渡され、アイ・アール債権回収と統合した。また、H18/3月にはアプラス系のアルファ債権回収が認可を取得、営業を開始している。

これらは金融機関の再編成やノンバンクの系列化によるものであるが、効率性の観点からもサービス統合は今後も起こると考えられる(表3)。

表3 ノンバンク系サービス

許可番号	営業許可年月日	商号	代表者	スポンサー
2	平成11年4月6日	日本債権回収株式会社	山本 諭	オリコ
5	平成11年5月6日	三洋信販債権回収株式会社	増田道生	三洋信販
6	平成11年5月13日	みのり債権回収株式会社	小川憲彦	GEキャピタル
8	平成11年6月1日	エムシーエス債権管理回収株式会社	杉本啓治	OMCカード
21	平成11年9月3日	ジャックス債権回収サービス株式会社	川崎良夫	ジャックス
25	平成11年10月25日	SMBCローン債権回収株式会社	若林和仁	SMBC、クオーク他
27	平成11年11月29日	エー・シー・エス債権管理回収株式会社	大前 均	イオク
28	平成12年2月10日	エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社	野々下伊津巳	アプラス、日本信販、MTUFJ
30	平成12年3月31日	栄光債権回収株式会社	神崎良治	栄光
34	平成12年6月6日	ジェービーエヌ債権回収株式会社	日暮博昭	クレディセゾン系
35	平成12年6月8日	株式会社日質信債権回収サービス	松本 茂	日質信
48	平成13年4月24日	日立キャピタル債権回収株式会社	斎藤良克	日立キャピタル
51	平成13年6月22日	アイ・アール債権回収株式会社	芳澤信一	アコム
52	平成13年7月5日	パル債権回収株式会社	加藤伸夫	プロミス
54	平成13年9月10日	三和債権回収株式会社	山田紘一郎	三和ファイナンス
58	平成13年10月25日	ニッシン債権回収株式会社	天野量公	ニッシン
62	平成14年1月10日	東銀リース債権回収株式会社	宇佐川学	東銀リース
64	平成14年2月14日	アストライ債権回収株式会社	西村吉正	アイフル
68	平成14年10月11日	株式会社シーエフ債権回収	山本裕康	セントラルファイナンス
69	平成14年10月16日	リクレス債権回収株式会社	宮野美晴	リコーリース
75	平成15年3月14日	株式会社ジャスティス債権回収	西川一平	SFCG
93	平成17年3月17日	株式会社エムアールアイ債権回収	熊倉 実	丸井
94	平成17年3月30日	オリファサービス債権回収株式会社	福本雅明	オリコ
101	平成18年3月27日	アルファ債権回収株式会社	奥田正一	アプラス

またオリエントコーポレーション系のサービス会社は2社あるが、先発の日本債権回収はオリコのサービスというよりは、他の金融機関との提携や、オリコオリジネート以外での証券化でのスペシャルサービスとなるなど、事業の幅を広げている。

ノンバンク系のサービスの中でも、信販会社を母体とするサービスは小口債権管理のシステム面が優れている点が期待でき、証券化におけるバックアップサービスとしての利用も多い。

その一方でリース会社系のサービスが少ない(オリックスは投資ファンド系に近いサービス事業を行っている)が、大手リース会社は銀行系が多く、事業貸付金で不良債権となったものは銀行系サービスに業務を委託していたと推察される。銀行系でない大手リース会社各社のサービス会社設立動向は注目したい。

不動産系は、不動産担保付ローンを専門に、自己競落後、担保不動産の処分、バリューアップによってアップサイドを狙うビジネスモデルを志向している(表4)。

表4 不動産系サービス

許可番号	営業許可年月日	商号	代表者	スポンサー
13	平成11年7月1日	株式会社アトリウム債権回収サービス	高橋剛毅	アトリウム
15	平成11年7月1日	ユーエーエス債権回収株式会社	石山朝香	レンドリースジャパン
16	平成11年7月28日	グローバル債権回収株式会社	田中 剛	レサムリサーチ
29	平成12年2月10日	パシフィック債権回収株式会社	葛西晴夫	ケネディウイソ
50	平成13年6月15日	ライブドア債権回収株式会社	藤澤信義	ライブドア不動産
84	平成16年1月22日	株式会社一富士債権回収	四方 修	日建不動産
92	平成16年12月17日	株式会社YUTORI債権回収	藤生憲一	やすらぎ
99	平成17年12月27日	株式会社ABC債権回収	塩田大介	ABCハウジング

投資ファンド系サービスは金融機関による不良債権のバルク処理において外資系ファンドが大きく活躍した際に集中的に設立されたものである。このうち、ミレニアム債権回収は05/3月に母体の不良債権投資ファンド「ムーアストラテジックジャパン」が日本から撤退した際に事業売却され現在スポンサーは変更している。

GE キャピタルがスポンサーとなっているサービスはノンバンク系に「みのり債権回収」もあるが、「みのり」がGE コンシューマーファイナンスの自社債権の回収を行うのに対し、ジー・エフ・アール債権回収は事業会社向け買取債権の回収・事業再生を主眼としている(表5)。

表5 投資ファンド系サービス

許可番号	営業許可年月日	商号	代表者	スポンサー
1	平成11年4月6日	プレミア債権回収株式会社	田島義賢	GMAC
11	平成11年6月14日	オリックス債権回収株式会社	西海三男	オリックス
12	平成11年7月1日	株式会社港債権回収	勝野浩幸	ゴールドマンサックス
14	平成11年7月1日	やまと債権管理回収株式会社	藤巻政男	サーベラス
17	平成11年8月13日	ハドソン・ジャパン債権回収株式会社	デービット・ニシタ	ローンスター
23	平成11年9月29日	キャピタル・サーヴィシング債権回収株式会社	カール・ニコラス・イヴァレット	リーマンブラザーズ
24	平成11年9月29日	株式会社ロンバード債権回収	村本道夫	モルガンスタンレー
31	平成12年3月31日	ミレニアム債権回収株式会社	検本浩司	ムーアキャピタルマネジメントパートナーズ
36	平成12年6月29日	エス・シー・ジェイ債権回収株式会社	佐久間英行	セキュアードキャピタルコーポ
41	平成12年11月30日	エイ・アイ・ピー債権管理回収株式会社	アートン・ハリー・ハルシュポルド・ジュニア	AIP(アクティヴ インベストメントパートナーズ)
82	平成15年12月3日	ジーエフアール債権回収株式会社	マッシュル・バーチャ	GEキャピタル
95	平成17年6月27日	SBI債権回収サービス株式会社	北尾吉孝	SBI
96	平成17年6月29日	SH債権回収株式会社	晋 玉童	SHキャピタル(韓国系)
97	平成17年10月14日	ロンツ債権回収株式会社	中村興一郎	ロンツG(中国系)

再生系サービスは、企業債権を丸ごと買い取り、企業再生を行うことによりキャッシュフロー創出力を高め、債権を回収していく手法をとるサービスである(表6)。

表6 再生ファンド系サービス

許可番号	営業許可年月日	商号	代表者	スポンサー
71	平成14年11月15日	日本リバイバル債権回収株式会社	渡邊 彰	フェニックスキャピタル
72	平成14年11月21日	ミネルヴァ債権回収株式会社	鹿野忠男	ITX
81	平成15年10月14日	株式会社虎ノ門債権回収	氏家顕太郎	
85	平成16年2月9日	S M F G 企業再生債権回収株式会社	前田孝一	SMBC
98	平成17年11月11日	ユニファイド債権回収株式会社	キム チョーホー	野村HD、ユニファイド 投資事業組合

独立系のサービスには司法書士が設立した事業者も多く、また殆どが個人無担保債権を専門に扱っている。中には事業所を東京と沖縄にしか持たず、コールセンターからの督促のみを請け負っているものや、登記関係の確認のみを行うサービスもある。独立系の多くはサービスの認可を取っているからといえ、積極的なサービス業務を行っているとは限らない(表7)。

表7 独立系サービス

許可番号	営業許可年月日	商号	代表者	スポンサー
3	平成11年4月6日	東京債権回収株式会社	熊崎正宏	トリコ
7	平成11年6月1日	ニッテレ債権回収株式会社	児嶋憲二	
18	平成11年8月13日	シー・シー・シー債権回収株式会社	玉木 勝	
19	平成11年8月13日	のぞみ債権回収株式会社	菊池 勉	
20	平成11年9月3日	株式会社山田債権回収管理総合事務所	山田晃久	
32	平成12年4月14日	株式会社クリスタル債権回収	嶋岡 学	クリスタル
33	平成12年4月14日	卯浩債権回収株式会社	小林慎太郎	
37	平成12年8月8日	中央債権回収株式会社	荒木直央	
44	平成13年3月8日	アイ・ティ債権回収株式会社	小栗裕一	
45	平成13年3月27日	アドホック債権管理回収株式会社	高橋 慶	
57	平成13年10月15日	ベータウエスト債権回収株式会社	トーマス・w・フリー	
59	平成13年10月31日	エム・テー・ケー債権管理回収株式会社	御沓秀明	
67	平成14年9月20日	エイ・アイ・シー債権回収株式会社	椿本雅朗	
70	平成14年11月8日	アイ・エス・オー債権回収株式会社	濱田 修	スルガコーポレーション他
73	平成15年1月27日	岡山債権回収株式会社	小野伸三	吉備システム
74	平成15年2月17日	エーアールエー債権回収株式会社	金 弘周	
76	平成15年3月28日	エス・エス・ジェー債権回収株式会社	ウィリアム・B・シェプロ	
77	平成15年4月23日	都債権回収株式会社	八木久男	
79	平成15年8月27日	茨友債権回収株式会社	永見嘉伸	
80	平成15年9月25日	日拓トラスト債権回収株式会社	西村昭孝	日拓
100	平成18年1月20日	ジャパントラスト債権回収株式会社	遠藤武雄	

3. サービスの事業形態

サービスの事業形態はいくつかの形態に分類でき、それぞれの利益構造や総資産規模に特徴がある。

銀行系サービスや、政府系に分類した中の整理回収機構のほか、ノンバンク系サービスの多くは自社グループの債権の管理受託を行うが、これらの手数料率は本体業務の付随サービスであるため低く設定されると想像される。同様に投資ファンド系サービスも投資ファンドが利益を計上するために手数料率は低いと考えられる。このカテゴリーに属するサービスは基本的には、営業収益の額が小さく、経常利益も殆ど計上されない一方、資産面も小振りであると想像する。

一方で、これらの事業者のうちいくつかは第三者金融機関から債権の管理回収業務を受託する場合もあり、この場合の手数料率は自己債権の受託に比べると若干高いと考えられる。

また第三者金融機関から債権を買い取り、自社リスクで回収を行う形態は、営業収益は回収額全体が計上されるため大きいですが、買取原価を差引くため利益率は低くなる。総資産額は前述の手数料収入形態に比し大きいと想像され、特にサービスが3月決算の場合、金融機関の決算期にあわせ債権が売却されるケースが多いため

総資産が大きくなると考えられる。前述の形態に比しアセットリスクが高まるが、利益額は大きく計上される。

第三者金融機関から債権を買い取る事業者のうち、不動産担保を自己競落しその不動産を高値で売却することにより利益を計上する形態は、営業収益は不動産売却額が計上されるため大きく、不動産仕入原価(自己競落価格)次第で利鞘は変動する。昨今は競落価格が上昇しており、そのままの状態での転売では利鞘は薄くなってきており、再開発等付加価値によって各社利益率は異なると考えられる。総資産額は大きい。

企業再建型サービスは、対象企業の再生を支援、アンダーパーで購入した債権を付加価値をあげて回収することで利益を得、母体ファンドはエクイティ出資によりキャピタルゲインを得る。営業収益には債権回収額のほか、コンサルティングフィー等が計上される場合もある。

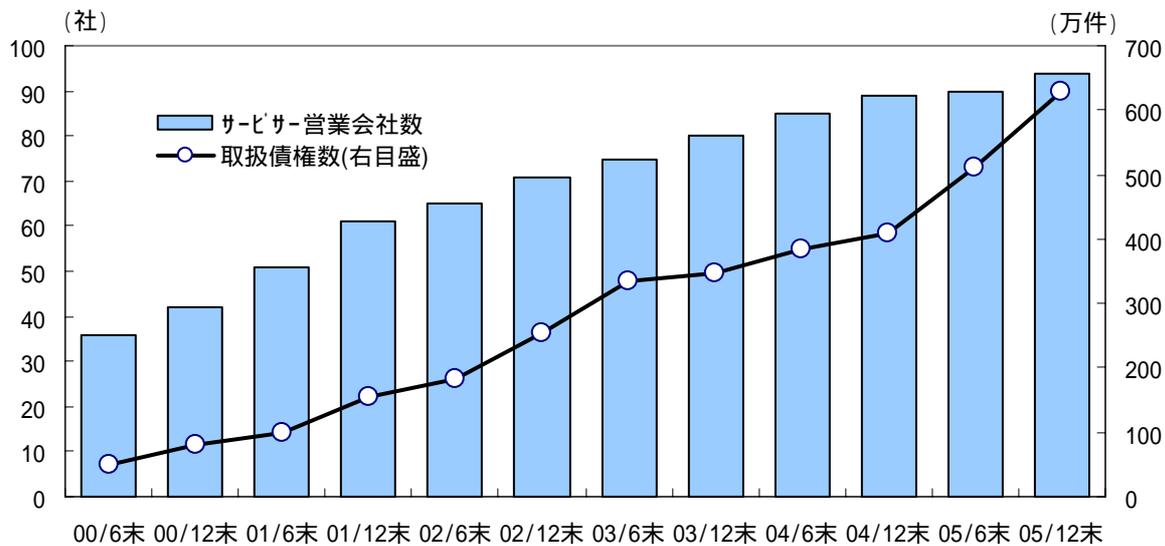
またこれらの形態の複合型となっているサービスも多い。

4. サービスマーケット

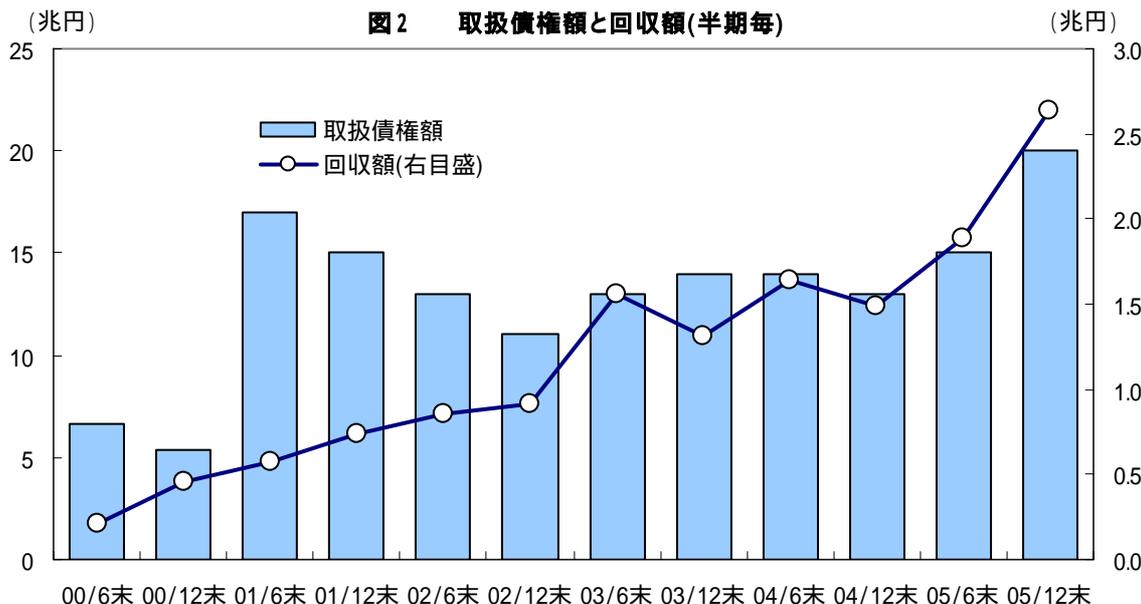
法務省が半期毎に発表している認可サービスのヒアリングに基づく取扱債権額等の推移を見る(整理回収機構分・住宅債権回収機構は除く)。

サービス会社数は2004年以降伸びは緩やかになっているが、取扱債権数は増加の一途をたどっている。当初は企業向け貸付債権(比較的大口債権)が主であったが、ノンバンク等の個人向け小口債権の取扱が増加したため取扱債権数は大きく増加を続けている(図1)。

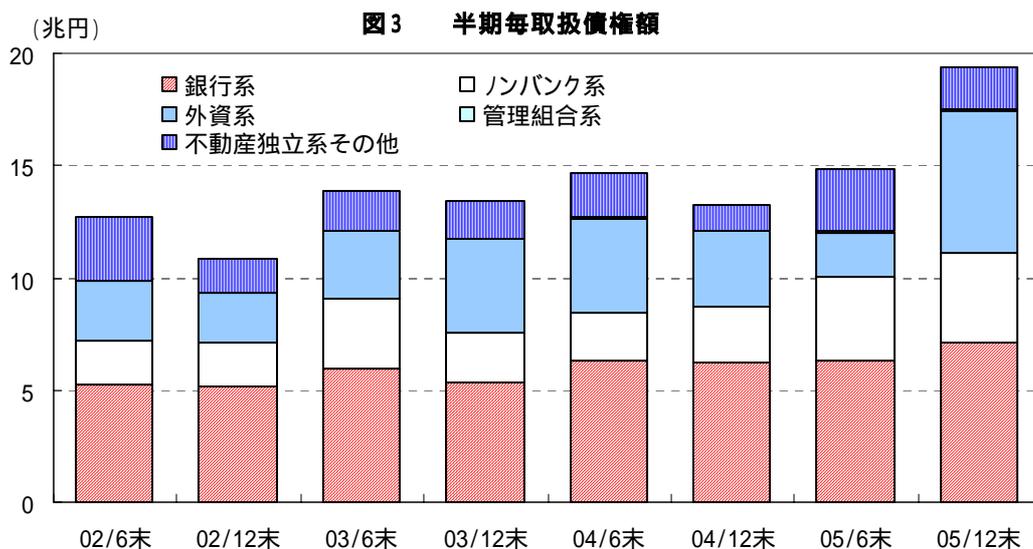
図1 サービス会社数と取扱債権数(半期毎)



(資料) 図1～13 全て法務省HPより当部にて作成

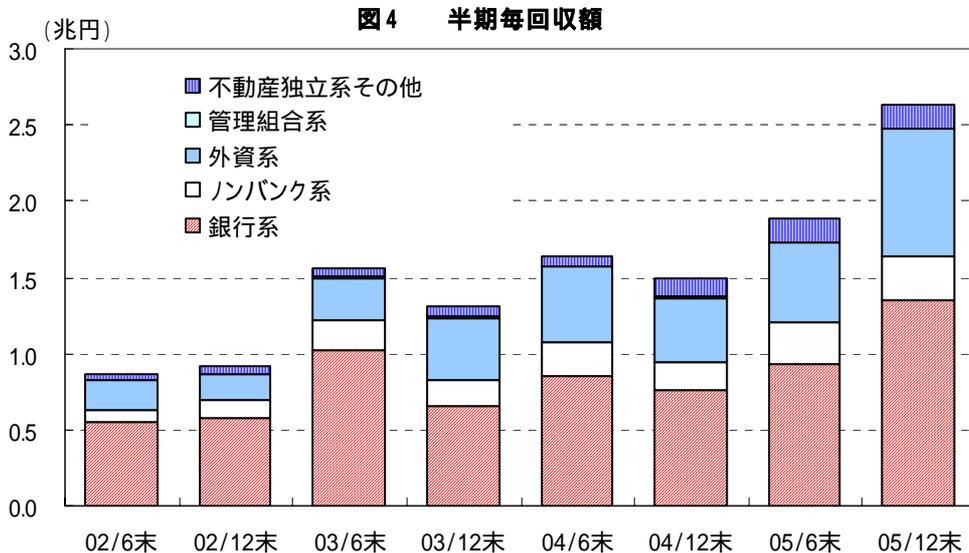


取扱債権額は01/6期・12期に特に大きいですが、前者は01/3期に不良債権を処理した金融機関が多かったこと、後者はサービサー法の改正で貸金事業者の保有する一般向けの貸付金が特定金銭債権の対象に含まれたことが大きいと考えられる。また05/12期の取扱高の増加は、サービサー別では図3のとおり外資系サービサーが大幅に伸ばしており、開示債権のオフバランス化が全国銀行ベースで05/9期3.5兆円であった(後掲表9)ことを考えるに、金融機関が正常債権を外資系サービサー会社に売却した、あるいは全国銀行以外の金融機関が不良債権を外資系サービサーに売却した、整理回収機構等が過去に金融機関から買い取った債権を売却した等の可能性が考えられるが、実態は現時点では不明である。



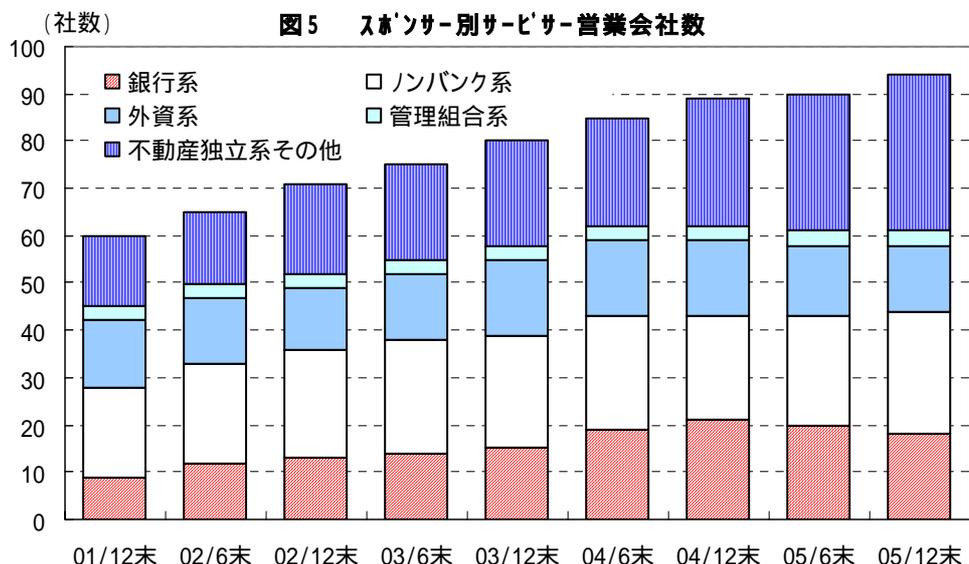
回収額の増加は、01年以降サービサー会社が兼業承認を受け正常債権を取り扱えるようになったことや、取り扱いの増加した個人向け小口債権の回収率が高いと

想像されること、また不動産担保処分による回収額が地価の上昇により改善したことや景気の回復を受けてのものと思われる。05/12期の回収額は、取扱債権額と同様に外資系サービスの回収額が大きかった(図4)。



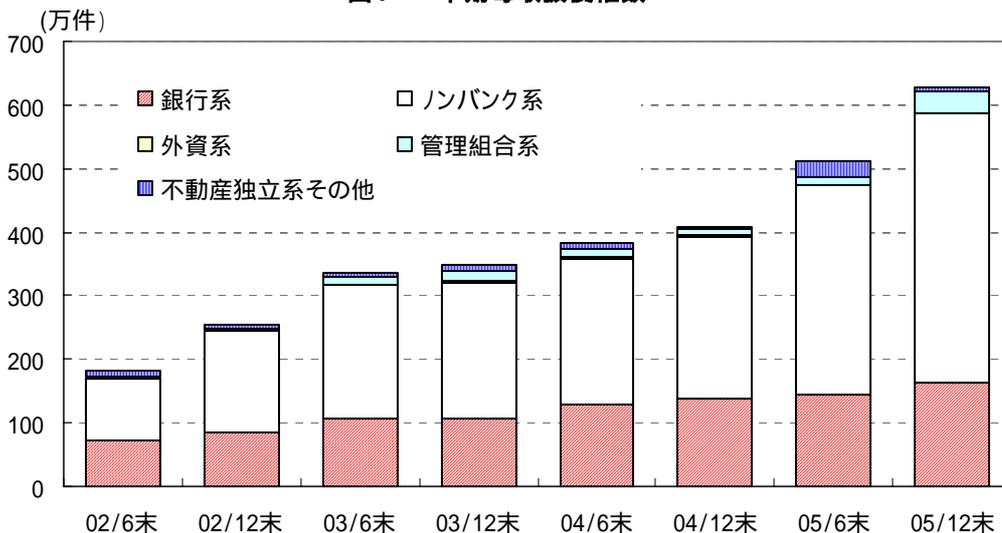
これらをスポンサー形態別に見る。なお、法務省の区分は当部区分とは若干異なるが、銀行系・ノンバンク系は概ねイコール、外資系は投資ファンドとほぼイコールと考えてよい。なお、図中「管理組合系」は、破綻企業の債権を回収するため管理組合形態をとっていたものがサービス法施行によりサービスとなったものを指し、当部区分では独立系に含まれている。

サービス数の伸びは2003年以降緩やかになっているが、スポンサー別に見るとノンバンク系・外資系は2003年以降ほぼ横ばい乃至減少しているのに対し、銀行系、(不動産)独立系サービス数が増加している(図5)。増加した銀行系サービスは地銀系の住宅ローンサービスであるため、図1のとおり取扱債権数が増加していると考えられる。



取扱債権数では、当然ながら住宅ローンや消費性ローン・割賦債権等、個人向け債権を取り扱う銀行系・ノンバンク系のシェアが高く、事業性ローンあるいは不動産担保付ローンを主に取り扱う外資系・不動産(独立)系の取扱件数は少ない。ノンバンク系はサービサー社数の増加率に比し、取扱件数をはるかに増加している点は注目したい(図6)。

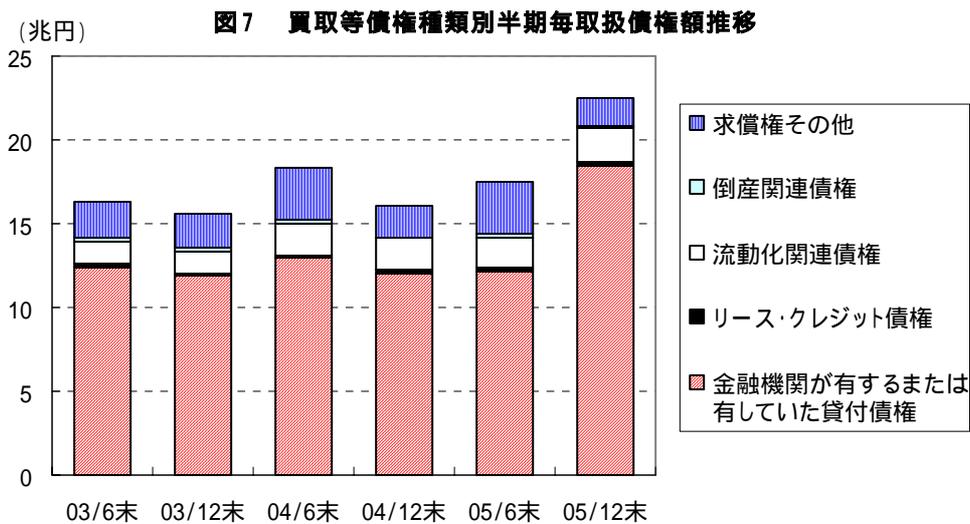
図6 半期毎取扱債権数



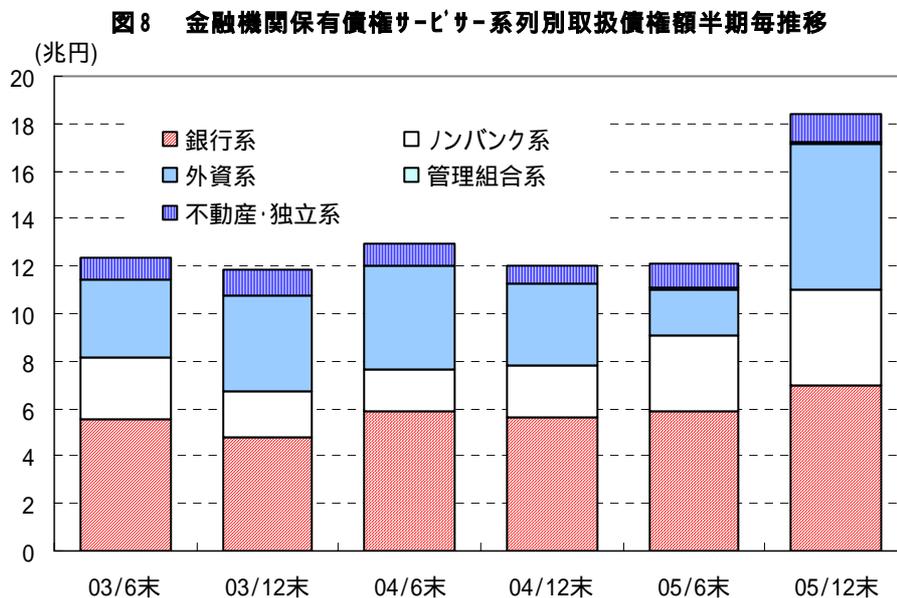
取扱高は金融機関の決算期の3月を含むか否かで半期おきに増減あるが、03年度、04年度はほぼ横ばいであった中で、05/1～6月の外資系の取扱高が大幅に減少している。これは、不良債権ファンド大手のムーア・ストラテジック・パートナーズ(ミレニアム債権回収の前のスポンサー)が日本の不良債権マーケットの縮小を受けて撤退した影響が大きい。ムーアの撤退のみならず、金融機関不良債権マーケットを主戦場としていた外資系ファンドは入札価格の高騰もあり投資妙味も薄れ、債権買取を一旦縮小したものと想像する。05/12期については前述のとおりである。

一方でノンバンク系の取扱債権額は取扱債権数とともに大きく伸びているが、これは金融機関が小口の(無担保)債権の回収については自社のサービサーではなく、システム含めノウハウのあるノンバンク系のサービサーにアウトソースしたほか、流動化におけるサービサーに就任した等の理由が考えられる。

図7は、買取あるいは委託債権の種類別の半年毎取扱債権額推移である。図4とともに出典は法務省であるが、集計方法の違いにより每期3～4兆円の差があるため、増減あるいはシェアの傾向値として参考にする。これで見ると、「金融機関が有するまたは有していた貸付債権」は每期コンスタントにサービサーマーケットに放出されており、金融機関以外が保有していた貸付債権は、取扱債権数が多く金額的にも増加しているとはいえ、まだマーケットを成すに至っていないことがわかる。

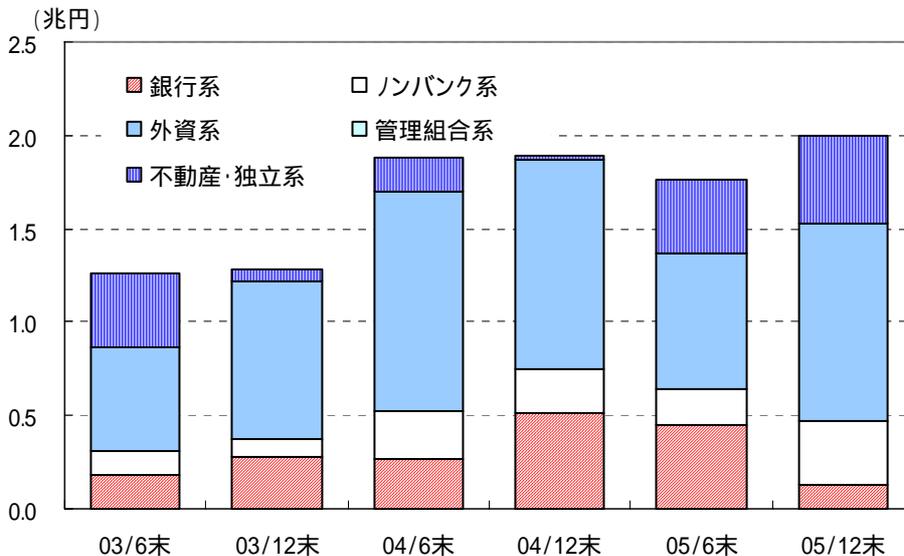


「金融機関が有するまたは有していた貸付債権」のサービサー種別ごとの取扱債権額を見ると、図8のとおり、出し手の銀行系はコンスタントに取り扱っているが、05/1～6末は外資系の取扱高が前述の通り減少し、代わってノンバンク系が増加している。これは「金融機関が有していた貸付債権」の額はほぼ変らないものの、中味が小口化しており、外資系ファンドには手間・コストがかかるため不向きな債権であったためではないかと想像する。



流動化関連債権マーケットでは外資系が主であったが、不動産・独立系の取扱高も増加している。これは主に不動産系サービサーがCMBSでのスペシャルサービサーとして起用される場面が増加したためではないかと想像する(図9)。

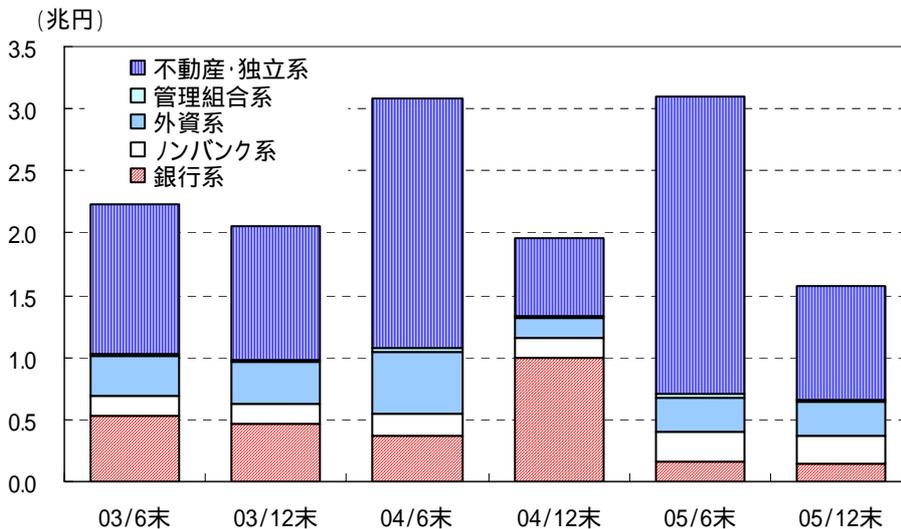
図9 流動化関連債権サービス系列別取扱債権額半期毎推移



また、求償権等ではその中味は殆どが住宅ローンを代位弁済した、保証会社が保有する求償権と考えられ、そのため担保不動産処分型のサービシング事業を中心とする不動産系サービスのシェアが高いものとする(図10)。

回収額を見てみると、銀行系に次いで外資系が大幅なシェアを有している。外資系サービスは親会社ファンドのサービシング受託のみならず、自己勘定で保有、回収するケースも多いようである。

図10 求償権その他サービス系列別取扱債権額半期毎推移



これを回収手法別に見る。表8に見る通り、債務者による弁済が大半を占め、競売や任意売却、強制執行等による回収のウェイトは低い。なお、その他とは他のサービスへの債権の売却ではないかと想像する。

表8 手法別回収状況半期毎推移

(億円)

	03/6末	03/12末	04/6末	04/12末	05/6末	05/12末
競売	743	841	676	693	631	625
任売	1,400	2,081	2,352	2,784	2,828	2,476
代弁	13	52	21	32	9	56
債務者弁済(有担)	1,785	3,764	5,720	4,728	6,615	12,419
保証人弁済(有担)	397	409	335	417	385	192
第三者弁済(有担)	21	92	188	85	120	80
その他(有担)	6,919	2,620	3,072	1,851	2,638	4,269
強制執行	6	12	53	43	32	24
債務者弁済(無担)	2,255	2,256	2,588	3,253	3,899	4,230
保証人弁済(無担)	292	324	265	299	349	667
第三者弁済(無担)	11	10	59	55	114	74
その他(無担)	1,720	683	1,067	851	1,236	1,272

(資料)法務省HPより当部にて作成

競売・任意売却・強制執行について、スポンサー系列別の回収状況を見る。

競売による債権回収では金融機関がシェアトップであるが、不動産系サービスも徐々に回収額を増加してきている。

外資系サービスは任意売却での回収が多く、無担保債権での強制執行による回収はほとんど無い。外資系サービスは債務者弁済による回収のウェイトが高く、キャッシュフローを評価しての債権買取に長けているともいえる。

強制執行による回収は徐々に減少しており、景気の回復に伴い債務者による任意の弁済が増加しているといえよう(図11～13)。

図11 競売による回収

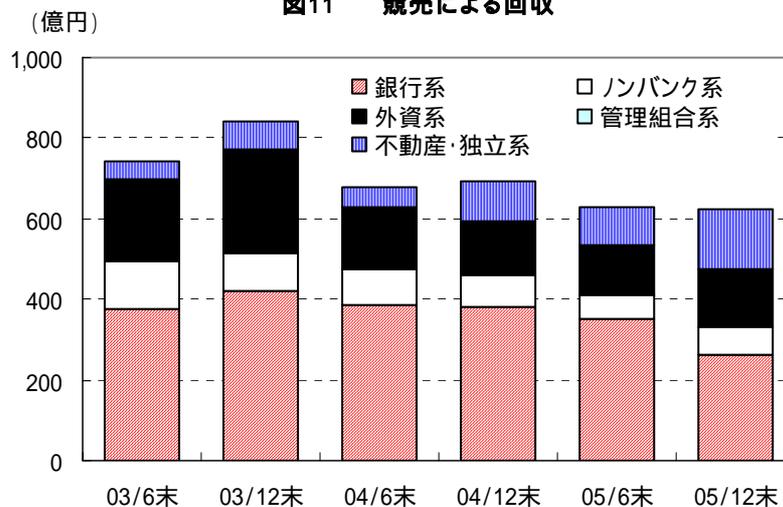


図12 任意売却による回収

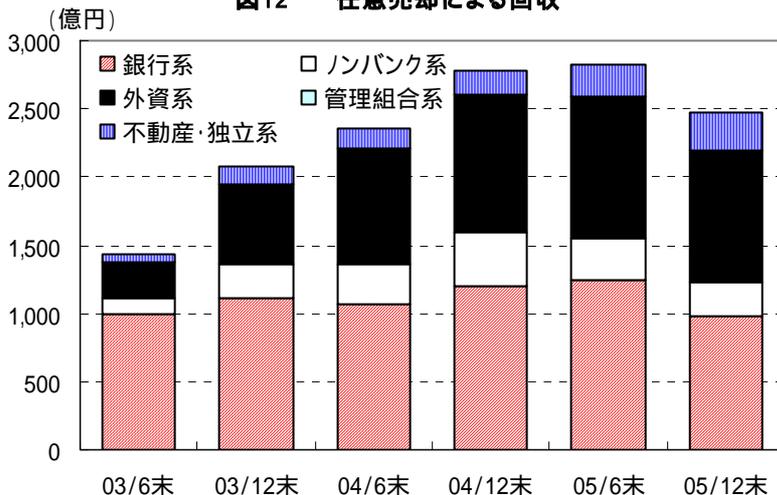
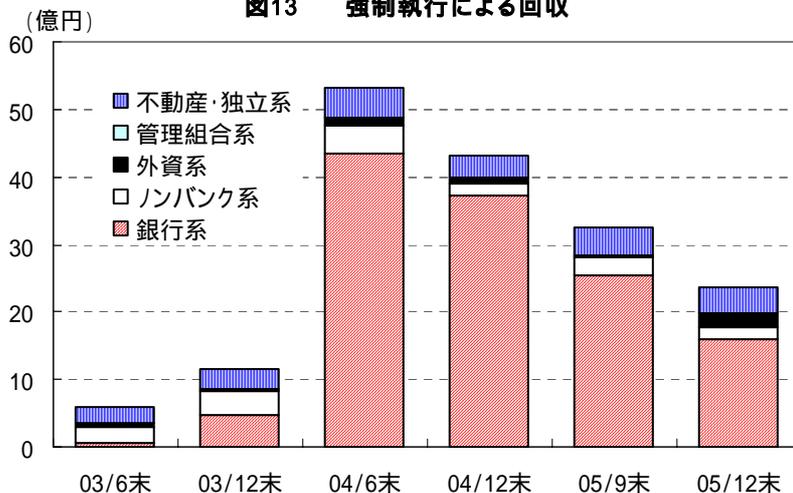


図13 強制執行による回収

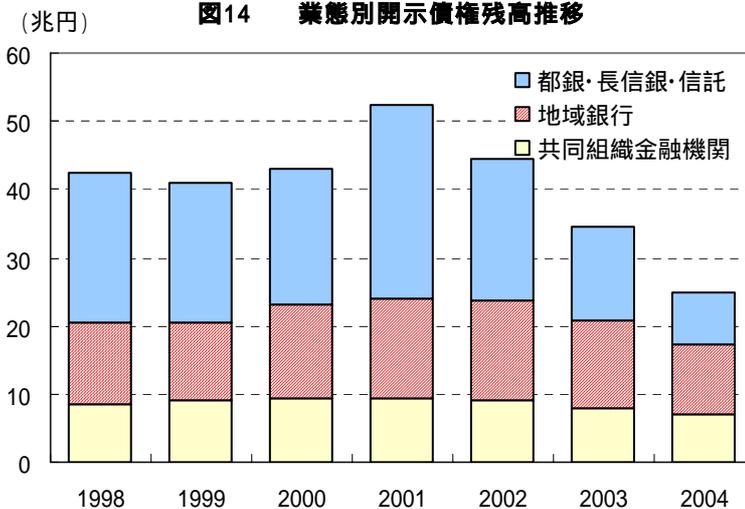


5. 不良債権マーケット

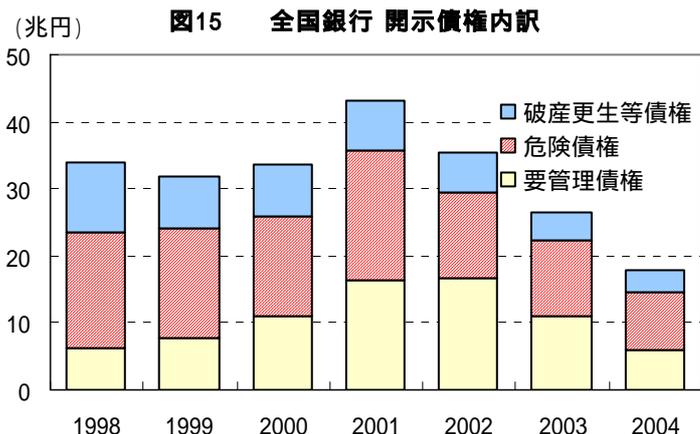
図14のとおり、開示債権残高は主要行の残高は大幅に減少、地銀以下はこれまでの査定が大手行に比較し若干甘かった事もあり、大きな減少は見せていない。

開示債権の内訳を見ても、要管理債権が大幅に縮小しており、危険債権以下の縮小幅は小さい(図15)。

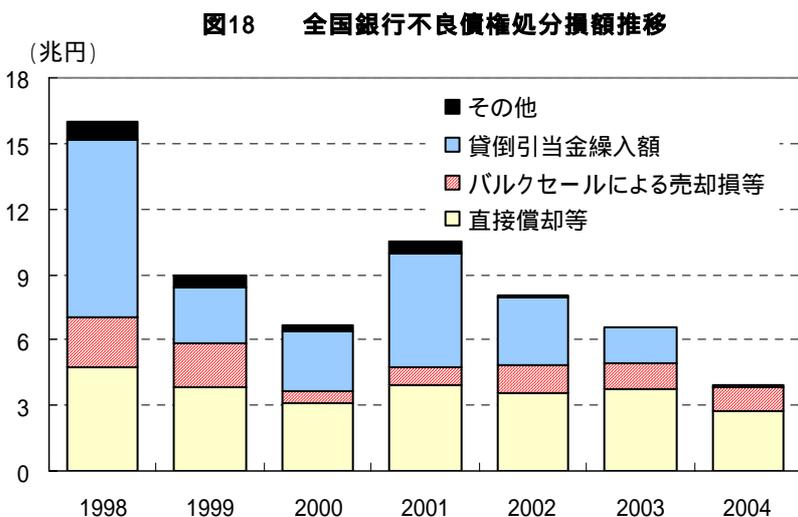
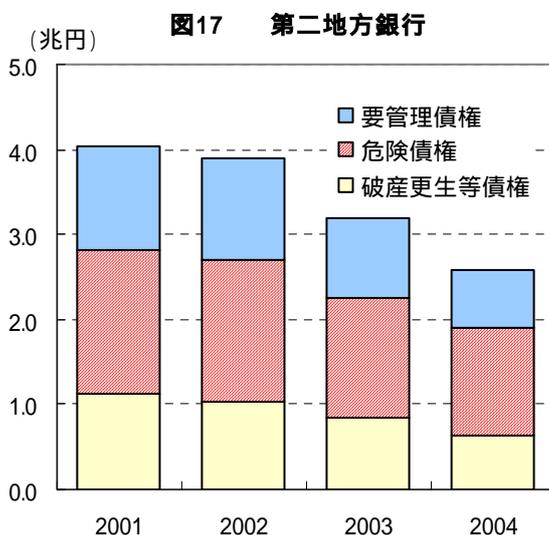
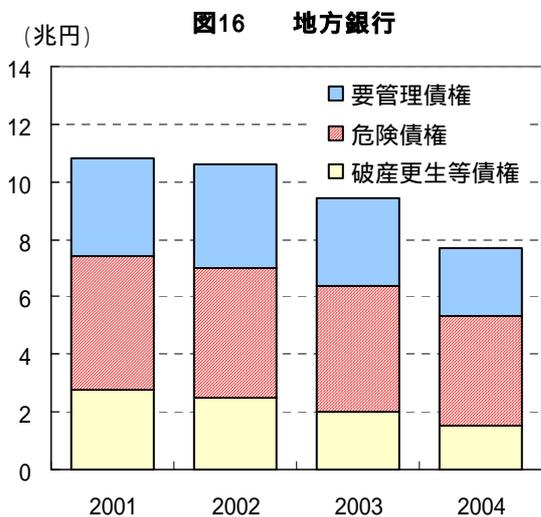
図14 業態別開示債権残高推移



(資料) 図14～18すべて金融庁HPより当社作成



主要行(長信銀・都銀・信託)に比し減少幅が小さい地銀・第二地銀の開示債権内訳推移を見る。全体の中での構成比は高いが、地銀・第二地銀ともに売却対象となりうる危険債権、破綻・更生債権の額は減少傾向が続いている(図16～18)。



銀行の PL ベースでの不良債権処理を見ると、損失処理額も 13 年度以降減少を続け、マクロ経済の回復基調を考えると、不良債権処理の山場は今度こそ越したといえる。

開示債権減少理由を、要管理債権、危険債権以下に分けて検証する(表9)。

要管理債権の減少理由を表9で見ると、正常債権化・返済受けによる減少が5兆円規模で起きている一方、業況悪化による新規発生も2～4兆円の規模で起き、新規発生とほぼ同額の規模で危険債権以下へ下方遷移している。

危険債権以下から上方へ遷移する額は規模が小さく、一度危険債権に分類されたものは、償却あるいは売却によりオフバランスされているといえる。

表9 全国銀行開示債権対前年比推移

(兆円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度中間
金融再生法開示債権	-8.7	-7.9	-8.7	-8.8	-2
うち要管理債権	-5.5	0.1	-5.5	-5.3	-0.7
業況悪化	3	4.1	3	2.1	1.1
危険債権以下からの上方遷移	0.3	1.5	0.3	0.2	0.2
正常債権化	-3.8	-2.3	-3.8	-3.4	-1
危険債権以下への下方遷移	-3.3	-3.1	-3.3	-2.3	-0.8
返済	-1.7	-0.7	-1.7	-1.9	-0.2
その他		0.6			
うち危険債権・破産更生等債権	-3.2	-8	-3.2	-3.5	-1.3
業況悪化による新規発生	3.3	4	3.3	3.1	1.4
要管理債権からの下方遷移	3.3	2.7	3.3	2.3	0.8
要管理債権への上方遷移	-0.3	-1.5	-0.3	-0.2	-0.2
オフバランス化	-9.8	-15.1	-9.8	-8.9	-3.5
その他	0.3	1.9	0.3	0.2	0.2

(資料)金融庁HP

主要行に対する金融再生ガイドラインの2年/3年ルール(破綻懸念以下債権は、2年目8割、3年目100%のオフバランス義務)が05/9期より廃止されたため、主要行は危険・破綻債権をすぐさまオフバランス化しなければならない状況ではない。しかしながら、前述の通り開示債権残高における地銀・第二地銀ウェイトは高まっており、これらについては金融庁が今後も処理の迅速化を求めると予想されるため、今後2～3年は地銀・第二地銀が高水準の処理を行うと思われ、予想されるマーケット5～6兆円のうち2～3兆円が地銀・第二地銀による不良債権処理によるものとなると考えられる。その後は主要行で2兆円規模、地銀・第二地銀で1兆円～1.5兆円規模の不良債権処理が行われるものと推測する。

6. 今後のサービサーマーケット展望

以上見てきた通り、金融機関の不良債権処理はほぼ終了し、今後のサービサーマーケットはその中心をなしてきた「金融機関が有するまたは有していた貸付債権」が減少していく一方、求償権マーケット、流動化マーケットは拡大が予想される。

流動化マーケットでは小口債権流動化においては実際のスペシャルサービサーとしての活動は限定的であり、引続き外資系がシェアを確保すると考えられる。

求償権マーケットでは、住宅ローン債権は生保等事業から撤退した金融機関の保有していた債権の一括サービシング業務が主であったところに、今後もコンスタントに一定のデフォルトが発生すると考えられるが、住宅金融公庫が保証し取得する求償権については政府系サービス(株)住宅債権管理機構がサービスとして取得するであろう。地銀の保証会社の持つ求償権は当該地銀系のサービスが先ず強く、系列サービスを持たない地銀も担保の性質に地域性が強いいため、地場のサービスが有利である。

主要行も金融再生プログラムでの2年/3年ルールがなくなるため、回収に時間をかけることが可能であり、すぐさまサービスに売却となるとは限らない。時間をかければ比較的回収率の高い債権であり、系列サービス以外に売却するインセンティブは低いと考えられ、取扱高は増加が予想されるがグループ内での処理が多く利益率の低いマーケットとなる見込である。しかし特に求償権は、担保物権処分により回収する段になれば、他の(特に不動産系)サービスに回収業務を委託する事も予想される。

債権の性質別では、商業用不動産担保ローンは、担保価格が上昇傾向にあるため仕入れ価格が上昇し利鞘は減少する見込みである。当面仕入れ価格が高騰するものの、中期的には不動産価格の高騰感から調整局面予想され、不動産リスクを背負うサービスが増加すると思料する。

今後は取扱件数の増加している無担保債権が主流となると考えられるが、消費者向け・小口事業者向けはノンバンク系サービスの独壇場となろう。この分野は特に大量の債権を管理する必要があるためシステム対応・情報管理が重要となり、信販系にアドバンテージがある。大口の事業者向けの(無担保)ローンについては企業再生型キャッシュフロー分析が必要であり、資金のバックもある投資ファンド系や企業再生系のサービスが主要プレーヤーとなろう。

サービス業務は大きく二つの段階を経ているといえる。当初は金融機関の不良債権回収が主眼であったため、金融機関よりバルクで不良債権を購入した投資家に回収を委託されるケースが多かったが、前述の通りそれが一段落した今、いかにコンスタントにデフォルト債権を仕入れることができるかがサービス各社の業績を左右する。

縮小したとはいえ3兆円規模が期待できる金融機関マーケットは、一義的にはスポンサーが金融機関であるサービスが強いが、管理に手間のかかる個人向け小口債権はスポンサーが信販会社等のサービスに強みがある。システム面でアドバンテージのある信販系のサービスは、系列を超えて小口債権の管理回収業務を受託しやすい。エム・ユー・フロンティア債権回収のように信販系サービスをコアに事業基盤の強い銀行系が統合する例もあるが、サービスを抱えるほどではない規模の金融機関等の不良債権を発生都度入札ではなくコンスタントに取り込む工夫

を行っているところが伸びていくと考えられる。例えば日本債権回収がソニー銀行の住宅ローン回収業務をシステム対応を行い請け負う、みずほ銀行と中小企業向け債権の受託・譲受業務で提携するなどである。

また、日本債権回収は社団法人全国石油協会と提携してGS向けの貸付金の回収業務を行うが、このように業界監督団体が業界企業向けに貸付・保証等を行っているものの回収業務や、自治体との提携による回収業務は今後伸びる可能性が高い。独立系のサービスは、地域性を生かす、自治体との包括提携を行う等の経営戦略を取れないと、マーケット縮小で競争が厳しくなる今後、営業収益を伸ばすことは難しいと考える。

以上

(松木：matsuki@sumitomotrust.co.jp)